

スポーツクラブナック会員会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブの名称はスポーツクラブナック（以下クラブ）と称します。

(所在地)

第2条 本クラブの所在地は、茨城県土浦市真鍋6丁目26番64号です。

(管理及び運営)

第3条 本クラブの施設・運営・管理は株式会社スポーツクラブナックが行います。

(目的)

第4条 本クラブは、会員が施設を利用して、各自の心身の健康維持と増進を図り、合わせて会員相互の親睦を図れる品位ある憩いの場とすることを目的とする。

第2章 会員の種類と資格

(会員の種類)

第5条 本クラブの趣旨に賛同される高校生以上及び満16歳以上の方で、本クラブが入会を認めた方を会員とします。会員の種類は次の各号のとおりとします。

- (1) 個人会員（正会員・イブニング会員・デイトタイム会員・学生会員）
個人を対象とし、記名式とします。
- (2) 法人会員
法人を対象とし、本クラブから利用権を受けた法人とします。
- (3) 中川G法人会員
中川グループを対象とし、本クラブから利用権を受けた法人とします。

(入会及び施設利用資格)

第6条

- (1) 個人会員（正会員・イブニング会員・デイトタイム会員・学生会員）
本クラブの趣旨、目的に賛同し、第7条の手続きを経て、会員証の貸与を受けたとき、本クラブの会員となります。
- (2) 法人会員
本クラブの趣旨、目的に賛同し、第7条の手続きを経て、本クラブの会員となります。

(入会手続き、入会金、会費)

第7条 本クラブに入会を希望する方は所定の手続きを行い、本クラブの承認を得た上で、別途細則に定める入会金、会費を本クラブに納入するものとします。

- 2 入会金、会費はいかなる場合においても返還しません。

(休会)

第8条 会員の傷病等、やむを得ない事情により、3ヶ月以上休会する場合は別途細則に定める休会届けを提出する事で、その期間を休会することができます。

※法人会員は対象外

(退会)

第9条 会員が本クラブを退会する場合は、本クラブが定める退会届を提出し諸会費等の未納がある場合は、此れを完済して退会するものとします。

- 2 退会届は、当月の10日迄に届けるものとし、退会届を提出した当月の会費は支払うものとします。

(除名等)

第10条 本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合、会員資格の停止又は、除名をすることが出来ます。

- (1) 会費その他の諸支払いを滞納し、期限を定めた催促にも応じない場合。
- (2) クラブの名誉、信用を著しく傷つけ、他の会員の迷惑になる行為があった場合。
- (3) クラブの会則及びその他の諸規則に反した場合。
- (4) 故意にクラブの施設・設備等を破損した場合。
- (5) その他、処分を相当とする行為があり、クラブが処分を決定した場合。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の各号の一に該当したときに会員資格を失います。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 死亡
- (4) その他の事由

第3章 会員の権利・義務

(会員証)

第12条 本クラブは、個人会員に対して、会員証（以下ナックカードという）を発行します。

- 2 個人会員は、ナックカードを紛失又は破損した場合は、速やかに所定の手続きを行い、クラブに再発行の申請を行うものとします。
尚、再発行に伴う実費は、個人会員の負担となります。

(会費)

第13条 本クラブの会費及び支払方法は、別途細則に定めるものとします。

- 2 会員は、前項にいう会費を施設の利用の有無に関わらず、支払わなければなりません。
- 4 既納の会費は理由のいかんに関わらず返還いたしません。

(施設の利用、利用料)

第14条 会員は、別途細則の定めに従い、利用料を支払うことにより本クラブの施設を会員種別それぞれの時間内の利用が出来ます。

- 2 個人会員は利用に際しては必ずナックカードを携帯しフロントに提示しなければなりません。
- 3 法人会員は利用に際しては必ずフロントにて氏名の記名を行う事とし、ナックカード携帯の法人会員はフロントにナックカードを提示しなければなりません。
- 4 本クラブの施設の利用状況、催し物、特別行事等の場合は施設の利用範囲及び利用時間の制限を行うことが出来ます。

第4章 その他

細 則

(ビジターの利用)

第15条 本クラブは会員以外の方(以下ビジターという)の施設利用も認めます。

2 ビジターの使用料金、その他、ビジターの利用に関する事項は、別途細則に定めるものとします。

3 利用は高校生以上及び満16歳以上の方とする。

(施設の廃止、利用制限)

第16条 本クラブは、天災地変、施設の補修、行政指導等、やむを得ない事由が発生した場合は、施設の一部を廃止又はその利用を制限することが出来ます。

(損害賠償責任等)

第17条 会員及びビジターが本クラブの諸施設利用中、自己の責任に帰すべき人的物的事故により本人が受けた損害に対しては、本クラブは一切損害賠償の責任を負いません。

2 会員及びビジターが本クラブの諸施設利用中、自己の責任に帰すべき事由により本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、会員及びビジターは速やかにその賠償の責任を負うものとします。

3 本クラブは会員及びビジターの諸施設利用中に生じた盗難、傷害等の事故については、一切責任を負わないものとします。但し、本クラブに故意又は重大な過失があった場合には、この限りではありません。

※施設とは建物・駐車場を含む当クラブの敷地全体をいう

(休 館 日)

第18条 本クラブは本クラブ施設の保持点検等のため、施設の休館日を設けることが出来ます。

(細 則)

第19条 本会則に定めのない事項及び本クラブの運営上必要な細則は、本クラブがこれを定める。

(制定、改正、廃止)

第20条 本会則の制定・改正・廃止は、本クラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

※ビジター含む

付 則

(施行期日)

第21条 本会則は平成 8年 4月 1日より施行する。
 平成15年 4月 1日一部改正
 平成18年 5月 1日一部改正
 平成22年12月 1日一部改正
 平成26年 4月 1日一部改正(会員種別増設)
 平成29年 8月 1日一部改正(社名変更)
 平成30年 4月 1日一部改正
 (会員種別増設・個人会員A廃止)
 令和元年 10月 1日一部改正
 (消費税法改正に伴う料金改定)
 令和2年 1月 1日一部改正(営業時間及び休館日変更)
 令和2年 6月 1日一部改正(営業時間及び利用時間変更)
 令和2年12月1日一部改正(中川G法人会員増設)
 令和3年4月1日一部改正(法人B一部変更)
 令和4年9月1日一部改正(法人A廃止、法人B一部変更「I・II会費変更、III増設、利用料一部変更」ビジター料変更、家族サービス廃止)

(会員種別)

第1条 会則第5条の会員の種類に対し次の各号のコースを設ける。

(1) Bコースは月会費に利用料を含みます。

(2) 法人会員、中川G法人会員は、会費に利用料を含みます。

但し、令和4年7月末日までに個人会員A及び法人会員Bに登録される会員については、現行どおり継続となり都度利用料を支払うものとする。

(入 会 金)

第2条 会則第7条における入会金は、次表のとおりとします。

会員種別	入会金
正 会 員	5,000 円
イブニング会員	5,000 円
デイトム会員	5,000 円
学生会員	5,000 円
法人会員B	50,000 円
中川G法人会員	契約による

但し、消費税は税別となります。

※別途、事務手数料2,000円(税別)を頂きます。

(法人会員は対象外)

(会 費)

第3条 会則13条における会費は、次表のとおりとします。

(1) Bコース 月会費に利用料を含みます。

但し、令和4年7月末日までに個人会員A及び法人会員Bに登録される会員については、利用料の支払いは現行どおり継続となり都度利用料を支払うものとする。

会員種別	会員資格	Bコース(月会費)
正 会 員		10,000 円
イブニング会員		8,000 円
デイトム会員		8,000 円
学生会員		6,000 円
法人会員 B	I	30,000 円
	II	40,000 円
	III	50,000 円
中川G法人会員		契約書の通り

但し、消費税は税別となります。

2 法人会員は次の資格区分とします。

(1) 法人Bは以下の3つの会員資格とする

- ・会員資格I…月17回までの利用とし、利用者はフロント設置の所定の用紙へ記入する。
- ・会員資格II…月23回までの利用とし、利用者はフロント設置の所定の用紙へ記入する。
- ・会員資格III…月30回までの利用とし、利用者はフロント設置の所定の用紙へ記入する。

(2) 中川G法人会員の利用は契約書記載の回数とし、利用者はフロント設置の所定の用紙へ記入する。

※利用回数の変更については、年1度3月末に法人の申告により変更するものとする。

(利用料)

第4条 会則第14条による本クラブ施設利用料は会費に含むものとします。

但し、令和4年7月末日までに入会の法人会員は現行どおり利用料1,000円(税別)・個人会員Aは500円(税別)を都度フロントにて支払うものとする。

2 会員種別時間外での施設利用は、別途1,000円(税別)を頂きます。

(入会手続き)

第5条 会則第7条の入会手続きは次の各号のものを用意して所定の手続きを行うものとする。

個人会員

- (1) 入会金
- (2) 事務手数料
- (3) 月会費 2ヵ月分
- (4) 金融機関通帳(口座番号と通帳届出印鑑)
- (5) 顔写真2枚(4cm×3cm)
- (6) 学生証(学生会員のみ)

法人会員

- (1) 当クラブ指定の契約書
 - (2) 入会金
 - (3) 月会費 2ヵ月分
 - (4) 預金口座振替依頼書
- ※入会金・月会費のお振込み手数料は法人会員の負担とする。

(入会金の支払方法)

第6条 会員は細則第2条に定める入会金を次のとおり支払うものとします。

- (1) 支払方法は本クラブ指定の支払方法とします。
- (2) 法人会員は入会前月末までに指定口座に入会金を支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。

(会費の支払方法)

第7条 会員は本則第3条に定める会費を次のとおり支払うものとします。

- (1) 会員は、本クラブの指定方法による銀行預金口座自動振替によるものとし、所定の書式にて申し込むものとします。
- (2) 全ての会員は月末までにお届けの口座より翌月会費を支払うものとします。
- (3) 法人会員は入会時当月分と翌月分の2ヵ月分会費を振込にて支払うものとする。

(ビジター料金・支払方法)

第8条 会則第15条に定めるビジターの利用料金及び支払方法は次の各号のとおりとします。

- (1) ビジター1名当たり(利用1回当たり)2,500円(消費税を含みます)を頂きます。
- (2) 施設利用の都度フロントに利用料を支払いして頂きます。

(施設利用の範囲)

第9条 会員は、本クラブの全施設をご利用いただけます。
但し、施設によってはご予約頂くか、あるいはご利用時間を制限させていただく場合があります。

(利用時間)

第10条 施設の利用時間は次の各号のとおりとします。利用時間の延長もしくは短縮は、本クラブが決定するものとします。

- (1) 正会員・学生会員・法人会員A・法人会員B・中川G法人会員・中川G個人会員
火曜日～金曜日・・・13:00～22:00
土曜日・・・13:00～21:00
 - (2) イブニング会員
火曜日～金曜日・・・17:00～22:00
土曜日・・・16:00～21:00
 - (3) デイタイム会員
火曜日～土曜日・・・13:00～18:00
- 2 受付終了時間は閉館時間の1時間前とさせていただきます。但し、浴室のみご利用の会員については30分前とさせていただきます。
- 3 施設利用時間はロッカー、浴室以外については、閉館30分前とさせていただきます。

(他クラブからの転入)

第11条 他クラブで1年以上在籍していた事を証明する次の各号のものを提示して頂くことにより入会金免除で転入でき、本クラブ会員となります。

- (1) 会費の領収書
 - (2) 銀行口座の引き落とし通帳
 - (3) 在籍証明書など
- 但し、退会後3ヶ月以内とさせていただきます。
- 2 転入は本クラブ会則5条が適用されます。
- 3 入会手数料2,000円(税別)を頂きます。

(体験会員)

第12条 本クラブ入会体験希望者は2週間4,000円(税別)で体験会員になることが出来ます。

但し、以前会員だった方、又は2週間体験を受けた方は除きます。

(1日体験会員)

第13条 本クラブ入会体験希望者は1日の体験が無料で受けられます。

- (1) 以前会員だった方、又は体験を受けた方は除きます。
- (2) グループでの利用は2名までとします。

(休 会)

第15条 会則第8条に定める本クラブの休会届けの手続きは、次の各号のとおりとします。

- (1) 休会届は、当月の10日迄に届けるものとし、休会届を提出した当月の会費は支払うものとします。
- (2) 休会期間は、3ヶ月以上、12ヶ月までとします。休会期間を過ぎた場合には自動的に会費の支払いが発生します。
- (3) 休会届を提出し、会員は下記に定める休会費を休会期間に応じて、納入するものとします。休会費 1ヶ月につき2,000円(税別)
- (4) 法人会員は休会対象外とします。

(会員の種別、コースの変更)

第16条 会員の種別・コースは、3ヶ月継続後、変更できるものとします。

2 月会費と利用料は変更後の会員種別及びコースの料金になります。

(休館日)

第17条 本クラブの年間休館日は、次の各号のとおりとします。

- (1) 定期休業日・・・毎週日・月曜日
- (2) 本クラブの指定する年末年始
- (3) 本クラブの指定する夏季休業期間
- (4) 本クラブ施設改修に伴う期間
- (5) 本クラブの指定する臨時休業期間
- (6) その他、天災地変等、やむを得ない事由による休業期間

(届け出変更事項)

第18条 会員は、住所・連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出するものとします。

(金額の改定)

第19条 本クラブは、入会金・会費・その他諸料金については、会員募集要項の変更、経済情勢の変動等により、改定させていただく場合があります。

(制定・改正、廃止)

第20条 本細則の制定・改正、廃止は、本クラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

付 則

(施行期日)

第21条 本規程は平成 8年 4月 1日より施行する
平成15年 4月 1日一部改正
平成18年 5月 1日一部改正
平成21年 4月 1日一部改正
平成22年12月 1日一部改正
平成26年 4月 1日一部改正(会員種別増設)
平成27年 4月 1日一部改正(時間外利用導入、入会金・消費税法改正に伴う料金改定)
平成30年 4月 1日一部改正(会員種別増設・個人会員Aコース廃止・ビジター料金変更・法人会員入会金)
令和元年10月 1日一部改正(消費税法改正に伴う料金改定)
令和2年 1月 1日一部改正(営業時間及び休館日変更)
令和2年 6月 1日一部改正(営業時間変更及び利用時間変更)
令和3年12月 1日一部改正(中川G法人会員増設)
令和3年 4月 1日一部改正(法人会員B一部変更)
令和4年9月1日一部改正(法人A廃止、法人B一部変更「I・II会費変更、III増設、利用料一部変更」ビジター料金変更、家族サービス廃止)

中川グループ スポーツクラブナック入会規程

(入会資格)

第1条 中川グループの個人会員及びその家族でスポーツクラブナック（以下本クラブ）の会則第4条に賛同される方は本クラブ5条により入会金なし（事務手数料税別 2,000 円）で、本クラブ会員会則に従って手続きをすることにより入会できます。

2 中川グループOBの方は次の各号の一に該当した方は前項に準ずることとします。

(1) 円満に定年退職した方

(2) 満 55 歳以上かつ勤続 20 年以上で円満に自己都合退職した方

3 勤続 20 年以上の中川グループ社員で円満に自己都合退職した方は継続して中川グループ会員であることが出来ます。それ以外の中川グループ会員は通常会員に種別変更させていただきます。

但し、令和 4 年 8 月末日までに中川グループを退職してからも中川グループ会員の方は、現行どおり継続となります。

4 第1項の社員の家族とは、社員と同居している方を言います。

5 本クラブへの入会対象者は高校生以上及び満 16 歳以上とします。

6 当クラブが中川グループ会員と認めた方は中川グループ扱いとします。

(入会手続き)

第2条 本則第1条の資格者で本クラブの入会を希望する方は次の各号のものを用意して所定の手続きを行うものとする。

(1) 月会費 2 ヶ月分

(2) 事務手数料

(3) 金融機関通帳（口座番号と通帳届出印鑑）

(4) 顔写真 2 枚（4 c m × 3 c m）

(特別優遇会員)

第3条 中川グループ社員及びその家族の中で、スポーツに特に優れた才能がある社員が在籍する会社と本クラブが協議の上、特別優遇会員と認めた場合は次の各号を免除する。

但し、中川グループ社員は本クラブ会員であること。

(1) 月会費

(2) 入会金

2 特別優遇会員が前項の趣旨にそぐわなくなると本クラブが認定したときには、その資格を失う。

3 第1項の会員は施設利用料として 500 円（税別）を支払う。

4 前各項以外は本クラブ会則を準用する。

(施設の利用、月会費、利用料)

第4条 会員は次の各号の料金を支払い本クラブ会員会則を遵守することにより、本クラブの施設を利用できます。

(1) 月会費 6,000 円（税別）

2 本クラブへの入会対象年齢は高校生以上及び満 16 歳以上とします。

中川グループ料金表

種別	月会費	利用料	区分
中川正会員B	6,000 円	なし	中川グループ社員
中川家族会員B	6,000 円	なし	中川グループ社員の家族

但し、イ. 消費税別となります。

ロ. 別途、事務手数料 2,000 円（消費税別）

を頂きます。

ハ. 規程施行前は旧規定を適用し、規程施行後は本規程を適用する。

ニ. 中川グループとは社員及び同居の家族及び、当クラブが中川グループ会員と認めた方とする。

(利用時間)

第5条 本クラブの施設の利用時間は本クラブ会員会則に準じて次の種別の時間内のご利用ができます。

火～金 13:00～22:00

土 13:00～21:00

(制定・改正、廃止)

第6条 本規程の制定・改正、廃止は、本クラブが定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

(その他)

第7条 本規程にない規程は本クラブ会員会則及び細則を準用する。

付 則

(施行期日)

第8条 本規程は平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

平成 18 年 5 月 1 日一部改正

平成 21 年 9 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 8 月 1 日一部改正（社名変更）

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

（中川正会員 A、中川正会員 A 家族会員廃止）

令和元年 10 月 1 日一部改正

令和 2 年 1 月 1 日一部改正

令和 2 年 6 月 1 日一部改正